

生駒市条例第6号

生駒市水道事業給水条例及び生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市水道事業給水条例及び生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 生駒市水道事業給水条例(昭和35年12月生駒市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第12条第4項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年12月生駒市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。